

## 滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、公立幼稚園を設置する市町に対して、予算の範囲内で滋賀県公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業の内容等)

第2条 補助対象事業の内容、補助基準額、補助率および補助対象経費は、別紙に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第3条 市町が補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業総括表（別記様式第2号）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他知事が別に定める書類

### (補助の条件)

第4条 補助金の交付の決定を受けた市町は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を当該事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出して知事の承認を受けること。

### (標準事務処理期間)

第5条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第10条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(関係資料の整備)

第6条 補助金の交付を受けた市町は、補助事業の実施状況および経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(事業の変更)

第7条 市町は、補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容変更により補助金の交付額に変更を生じる場合は、速やかに補助金変更交付申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にかかる場合はこの限りではない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、原則として補助事業の完了後に精算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町は、補助事業が完了した日から30日以内または補助対象年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了調書(別記様式第7号)
- (2) 支払が完了したことを証明する資料の写し
- (3) その他知事が別に定める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査および必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)およびこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。

(3) 第4条第1号の規定に違反したとき、または第9条の報告をせず、補助事業の内容が確認できないとき。

(指示または検査)

第12条 知事はこの補助金に関し、補助金の交付を受けた市町に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月28日から適用する。

## 別紙（第2条関係）

### 新型コロナウイルス感染症対策事業

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる保健衛生用品の購入を行うことにより、子どもを安心して育てることができる環境を整えることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）の購入（令和2年度に実施する分に限る）

##### (2) 補助事業者

市町

##### (3) 対象施設

公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）

#### 3 補助基準額・補助率

##### (1) 補助基準額

保健衛生用品の購入等 1施設当たり 上限額 500千円

##### (2) 補助率

10/10

#### 4 補助対象経費

市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配布する保健衛生用品の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、および、幼稚園の消毒に必要な経費。